

News Release

2026年4月13日

熊本県信用保証協会制度 『緊急時短期資金保証制度』 ならびに 『緊急時条件変更』 の取扱開始について

株式会社熊本銀行（取締役頭取 坂本 俊宏）は、中東情勢緊迫化の影響に対応するため、熊本県信用保証協会制度『緊急時短期資金保証制度』ならびに『緊急時条件変更』の取扱を開始しましたので、お知らせいたします。

引き続き、熊本銀行は事業者の皆さまのご支援に努め、ゆたかな地域社会の実現に貢献する「熊本になくてはならない銀行」を目指してまいります。

記

1. 『緊急時短期資金保証制度』概要

対象となるお客さま	中東情勢の影響を受けた中小・小規模事業者
取扱店	熊本県信用保証協会保証が利用できる店舗
お使いみち	事業資金（運転資金に限る）※他保証の借換、回収条件は不可
融資金額	直近決算（確定申告）期の月商1ヶ月以内の金額
融資期間	6ヶ月以内
融資利率	熊本銀行所定の利率

2. 『緊急時条件変更』概要

対象となるお客さま	中東情勢の影響を受けた中小・小規模事業者
対象となるご融資	熊本県信用保証協会保証利用のご融資
条件変更の内容	6ヶ月以内の元金据置

以 上

《 本件に関するお問合せ先 》
（株）熊本銀行 営業推進部 担当：阿南
TEL 096 - 385 - 1394